

追加提案補正予算に対する質疑要旨（2011年3月議会）

私は、日本共産党県議団として、追加提案されました議案第48号について、質疑を行います。

まず、今回の追加提案にいたった経過について伺います。

今回の補正は、議会の途中の昨日、3月2日に提案されました。もちろん、養鶏農家への感染や新燃岳の噴火は1月末であり、予算の調整上、日程的な限界や国の支援策の決定という都合もあったと思います。

しかしながら、出水市のツルへの感染は昨年末であり、年末年始の休みもなく、いつ終息するのか見通しも分からず、ツルの監視や養鶏農家への感染防止対策を講じて疲労困憊をしている農家や自治体、また、例年なら、ツルを目当ての観光客で賑わうホテル・旅館、土産物屋などの業者のみなさんにとって、できるだけ早く、県が財政的な支援の姿勢を示すことが、被害を受けているみなさんを励ますこととなります。

今回提案された新たな融資の利子補助や市町村の防疫対策費の助成など、もう少し早く、具体的な支援のメッセージとして発することができなかつたのかと思うものですが、今回の追加提案の経過について、示してください。

2点目に降灰被害対策等について、お尋ねします。

今回、道路の降灰除去やビニールハウスなどの営農支援の予算が計上されていますが、桜島の降灰については、活動火山対策特別措置法において、対策事業の採択基準が設けられ、市町の降灰除去について、国の補助が受けられるようになっていきます。しかしながら、桜島の降灰についても、採択基準を満たさず、実際に灰が降って、除去事業を実施しても、国の補助金が受けられない年もありました。また、ビニールハウス等の施設整備については、国の基準において、概ね1年間における農作物の被害が要件となっており、そうなれば、どんなに早く県が防災営農施設整備計画を立てたとしても1年後でなければ、国の支援策は受けられないこととなります。実際に、甚大な被害が起きている宮崎県と連携し、活動火山特別措置法における降灰除去や防災営農の採択基準について、国に要件緩和を求めるべきであると考えますが、見解を伺います。

今回、県管理道路の降灰除去等の予算が計上されていますが、今後の風向きを考えたとき、多くの降灰が予想される霧島市や湧水町では、ロードスイーパーを有しておりません。そこで、県管理道路に限らず、必要に応じて市道・町道も含めた降灰除去並びに路面清掃も検討されるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

また、老人福祉施設の空振被害に対する災害復旧事業費が計上されています。速やかな復旧はもちろんですが、安心・安全に老人福祉施設で過ごすためには、予測できない空振被害を防止するために、フィルムを貼るなどの予防対策への助成も必要であると思われませんが、見解を伺います。

3点目に、雇用・中小企業・地域活性化対策についてお尋ねします。

出水市でも霧島市でも、ホテルやタクシー会社など観光関連の業種において、宿泊者や宴会のキャンセルによって、大きな損害を受けておられます。緊急経営支援利子補助事業について、新たな融資の金利の全額補助は、大変有効な支援策であると思いますが、収入が激減している中で、既にある債務の返済に苦慮しておられる業者もあり、制度をつくっても、新たな融資自体が困難であることも予想されます。この制度を「絵にかいた餅」としないために、運転資金として新たな制度融資が受けられるようにするための県の取り組みについてお聞かせください。

霧島地域雇用安定推進事業として、緊急の雇用対策の経費が計上されています。その対象者等について、国の雇用対策との棲み分けについてご説明ください。

最後に、高病原性鳥インフルエンザ関連対策についておたずねします。

養鶏農家緊急支援対策事業によって、養鶏農家の売り上げの減少額や費用の増加について、全額助成が受けられることは、歓迎するものですが、関連の肉の加工業者や運送関係の業者については、どのような支援策があるのでしょうか。伺います。

感染をくい止めるための防疫対策に、県や市町村も大変尽力されました。今回、市町村の防疫対策の経費に全額国庫で、2分の1の助成がなされることになりましたが、残りの2分の1について、県が加えて助成を行うことで市町村の負担を軽減することができると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、質疑といたします。